

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 11月 28日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第 43号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年新潟市規則第51号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新潟市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

別記様式第2号及び別記様式第3号中「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「申請者住所」を「住所」に改める。

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日
承 継 届
(宛先)新潟市長
住 所 (法人の場合はその所在地)
電 話() —
氏 名 (法人の場合はその名称及び代表者の氏名)
食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により次のとおり届け出ます。
1 地位を承継した年月日
2 食鳥処理場の名称及び所在地
3 承継の理由
4 添付書類 (1) 地位を承継した事実を証する書面 (2) 食鳥処理事業許可証

別記様式第7号及び別記様式第8号中「あて先」を「宛先」に、「申請者住所」を「住 所」に改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号中「あて先」を「宛先」に改める。

別記様式第11号の2中「あて先」を「宛先」に、「申請者住所」を「住所」に改める。

別記様式第12号及び別記様式第14号中「あて先」を「宛先」に、「申請者住所」を「住 所」に改める。

附 則

この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。